



国土を整え、全力で備える

国土交通省  
中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism  
Chugoku Regional Development Bureau

## お知らせ

記者発表資料 | 令和01年10月18日

同時発表先： 合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、  
岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、  
山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

# 11月は『建設業取引適正化推進月間』です ～ みんなで守る適正取引 ～

中国地方整備局は、11月に建設業の取引適正化を図るため、以下の取組を行うこととして  
いますのでお知らせします。

国土交通省は、従来から、建設業法（昭和24年法律第100号）の厳正かつ適正な運用により、法  
令の遵守指導等を通じ、建設業における取引の適正化の推進を図ってきたところですが、依然  
として建設業の請負契約における不適切な取引が見受けられます。

これを踏まえ、国土交通省や都道府県では、11月を「建設業取引適正化推進月間」として、  
建設業の取引適正化に関し集中的に法令遵守に関する活動を行うこととしており、中国地方  
整備局での取り組みは、この活動の一環として行うものです。

### 1. 期 間

令和01年11月 1日～11月30日

### 2. 主 催

中国地方整備局、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

### 3. 実施内容

- (1) 広報媒体（ポスター、ホームページ等）を通じた普及・啓発
- (2) 建設企業等を対象とした講習会等の開催※（概要は、別紙のとおり）
- (3) 改正建設業法に関する情報提供
- (4) 立入検査等の実施

※講習会の取材は可能です。取材を希望される場合は、事前に以下の問い合わせ先（建政部 計画・建設産業課）  
宛てにお知らせ願います。

### <問い合わせ先>

中国地方整備局 082-221-9231（代表）：（平日・昼間）

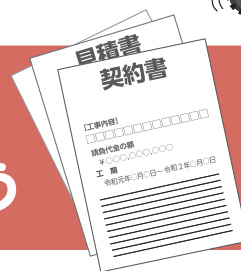
【担 当】建政部	計画・建設産業課長	牧野 健二	（内線6121）
建政部	計画・建設産業課長補佐	森本 眞宏	（内線6142）

【広報担当窓口】	広報広聴対策官	岩下 恭久	（内線2117）
	企画部環境調整官	坂本 泰正	（内線3114）

# みんなを守る 適正取引!



契約は着工前に  
書面で締結しましょう



令和元年度

## 11月は建設業取引適正化推進月間です

国土交通省及び都道府県では、建設業取引適正化推進月間に建設業法令遵守など、建設業取引の適正化に関する講習会を各地で開催します。詳しくはホームページからご確認ください。

建設業取引適正化推進月間

検索

主催 国土交通省、都道府県  
協賛 公益財団法人 建設業適正取引推進機構

# 「令和元年度建設業取引適正化推進月間」における中国地方整備局管内の取組

## 1. 趣 旨

建設業における取引の適正化については、従来から建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところです。

しかしながら、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が見受けられることから、建設業の健全な発達を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要があります。

このため、令和元年度においても、本省から示された「建設業取引適正化推進月間実施要領」を踏まえ、11 月を「建設業取引適正化推進月間」（以下「月間」という。）とし、建設業の取引適正化に関する法令遵守に関する活動を集中的に行います。

## 2. 期 間

令和元年 11 月 1 日～30 日

## 3. 主 催

国土交通省中国地方整備局、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

## 4. 実施内容

### （1）広報媒体を通じた普及・啓発

中国地方整備局(本局)及び管内の事務(管理)所・出張所の庁舎に本省が作成した月間の周知用ポスターを掲示するとともに、ホームページを活用し、月間行事（講習会）の実施等について広報を行う。また、電光掲示板（広島合同庁舎内のディスプレイ等）を用いた広報についても併せて行う。

なお、管内各県においても、県庁、出先機関等の庁舎にポスター等を通じた広報がなされる。

更に、管内建設業団体等を通じて、多くの建設業者等に対し月間行事（講習会）の実施について周知が図られる。

### （2）建設企業等を対象とした講習会等の開催（講習会の概要は別紙参照）

「建設業法に関する講習会」を中国地方整備局及び各県の主催により、管内 8 会場（鳥取県・島根県・広島県は 2 会場、岡山県・山口県は各 1 会場）で開催すると共に、講習会資料を「情報サイト」にて公開します。特に、「建設業法令遵守ガイドライン」については、重点的に周知を行うと共に、各種相談窓口についても周知を行う。

更に、経済産業省所掌分野のうち建設業に関わるもの（金属産業における取引条件改善）については、広島会場における講習会の講義に盛り込み、建設業における適正取引の周知・確保に努める。

また、厚生労働省所掌分野のうち建設業に関わるもの（建設工事における安全対策・建設業の働き方改革）については、該当会場（建設工事における安全対策は広島会場・建設業の働き方改革は岡山・広島・山口会場）の講習会の講義に盛り込み、建設業における安全対策の確保及び長時間労働削減に関する建設業の働き方改革に役立つ周知・配慮に努める。

### （3）改正建設業法に関する情報提供

今年度から来年度にかけて本格運用の開始が予定されている改正建設業法については、上記講習会の全ての会場において、講習会の講義に盛り込む。

### （4）立入検査等の実施

各許可行政庁が単独で行う通常の立入検査に加え、中国地方整備局と各県が連携した合同立入検査（大臣許可業者、知事許可業者ともに対象とする。）を実施し、法令違反や不適切な行為が見受けられた場合には、必要に応じて指導・監督を行う。

また、立入検査を行う際には、各種相談窓口についての周知を併せて行う。

# 令和元年 建設業法に関する講習会



～みんなで守る 適正取引～

国土交通省は、毎年11月を「建設業取引適正化推進月間」として、建設業における取引の適正化に関する集中的な取り組みを行っています。

中国地方整備局としては、建設業取引適正化推進月間の行事として、管内各県との共催により、以下の通り、講習会を開催しますので、多数の皆様のご参加をお待ちしています。

## ■鳥取県（鳥取・米子会場）

### 【鳥取会場】

日時：11月12日(火) 13:20～15:20

場所：鳥取県庁第二庁舎 4階 第22会議室

(鳥取市東町1-271)

### 【米子会場】

日時：11月20日(水) 13:20～15:20

場所：西部総合事務所新館B棟 2階 第17会議室

(米子市糺町1-160)

#### ★項目内容（2会場共通）★

- ・「建設産業の現状と取組みについて」
- ・「改正建設業法について」
- ・「建設業法令遵守について」

## ■広島県（広島・福山会場）

### 【広島会場】

日時：11月14日(木) 13:20～17:25

場所：中国地方整備局建政部 3階 会議室

(広島市中区八丁堀2-15) ※駐車場はございません。

### 【福山会場】

日時：11月26日(火) 13:20～17:10

場所：広島県福山庁舎第3庁舎 第381・382会議室

(福山市三吉町1丁目1-1)

#### ★項目内容（2会場共通）★

- ・「建設産業の現状と取組みについて」
- ・「改正建設業法について」
- ・「建設業法令遵守について」
- ・「労働局からの働き方について」
- ・「広島県における担い手確保の取組等について」

※《留意》以下の項目については、**1会場のみ**での開催となります。

- ・「金属産業の取引適正化に係る取組について」(広島会場)
- ・「建設工事における労働災害防止対策について」(広島会場)
- ・「足場等に係る安全対策について」(福山会場)

## ■島根県（出雲・浜田会場）

### 【出雲会場】

日時：11月28日(木) 13:20～15:20

場所：島根県出雲合同庁舎 7階 702会議室

(出雲市大津町1139)

### 【浜田会場】

日時：11月18日(月) 13:20～15:20

場所：島根県浜田合同庁舎 5階 中会議室

(浜田市片庭町254)

#### ★項目内容（2会場共通）★

- ・「建設産業の現状と取組みについて」
- ・「改正建設業法について」
- ・「建設業法令遵守について」

## ■山口県（山口会場）

日時：11月6日(水) 13:20～16:40

場所：山口県庁 厚生棟 3階 職員ホール

(山口市滝町1-1)

#### ★項目内容★

- ・「建設産業の現状と取組みについて」
- ・「改正建設業法について」
- ・「建設業法令遵守について」
- ・「山口県における建設業法違反事例について」
- ・「労働局からの働き方について」

## ■岡山県（岡山会場）

日時：11月25日(月) 13:20～16:30

場所：岡山県庁本庁舎 9階 大会議室

(岡山市北区内山下2-4-6) ※駐車場はございません。

#### ★項目内容★

- ・「建設産業の現状と取組みについて」
- ・「改正建設業法について」
- ・「建設業法令遵守について」
- ・「労働局からの働き方について」

## 参 考 ・ 注 意 事 項

1. 各会場とも参加費は **“無料”** です。
2. 参加にあたっては、事前に次頁の **“参加申込書”** の提出が必要です。
3. 各会場とも、定員になり次第締切とさせていただきます。
4. 各会場への来場にあたりましては、**公共交通機関の利用**にご協力をお願いします。

# 令和元年 建設業法に関する講習会 参加申込書

送信先 FAX : 082-511-6189

参加希望会場 ※希望する会場の番号 に○を付けて下さい。 (複数選択可)	<b>1. 鳥取会場</b> <u>11月12日 (火) 開催</u> ※申込期限11月 1日(金)〔定員：約 80名〕	
	<b>2. 米子会場</b> <u>11月20日 (水) 開催</u> ※申込期限11月12日(火)〔定員：約 40名〕	
	<b>3. 出雲会場</b> <u>11月28日 (木) 開催</u> ※申込期限11月20日(水)〔定員：約210名〕	
	<b>4. 浜田会場</b> <u>11月18日 (月) 開催</u> ※申込期限11月 8日(金)〔定員：約 60名〕	
	<b>5. 岡山会場</b> <u>11月25日 (月) 開催</u> ※申込期限11月15日(金)〔定員：約100名〕	
	<b>6. 広島会場</b> <u>11月14日 (木) 開催</u> ※申込期限11月 6日(水)〔定員：約 90名〕	
	<b>7. 福山会場</b> <u>11月26日 (火) 開催</u> ※申込期限11月18日(月)〔定員：約100名〕	
	<b>8. 山口会場</b> <u>11月 6日 (水) 開催</u> ※申込期限10月29日(火)〔定員：約150名〕	
企業 (団体) 名 連絡先		
受講者	[ T E L ]	- -
	[ F A X ]	- -
	[ 担当者氏名 ]	
『定員約100名以下の各会場』 につきましては、多くの方が受講で きるよう、参加人数は各企業(団 体) 2名様迄でお願いします。	所属・役職	氏名(読み仮名)

※講習会申し込みの受付は**先着順**とし、**定員になり次第、締切**とさせていただきます。

(定員超過により参加をお断りさせていただく場合は、ご連絡を差し上げます。)

※各会場への来場にあたりましては、公共交通機関の利用にご協力をお願いします。

(岡山会場と広島会場に駐車場はございません。他の会場では、駐車できる車の数には限りがあります。)

できる限り乗り合わせのうえ、お越し下さいますよう、ご協力をお願いします。)

※当日は、本申込書 (FAXした申込書) をお持ちいただき、受付にて提示して下さい。

《お問い合わせ先》

国土交通省 中国地方整備局  
 建政部 計画・建設産業課

担当：森本、横島

Tel : (082) 221-9231

内線 6142、6148